

ID: 13

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	訂正等の決定		
例規名 根拠条項	長門市個人情報保護条例 第24条第1項		
例規番号	平成17年条例第13号		
<p>【根拠条文】 (訂正等の決定等)</p> <p>第24条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、当該請求のあった日から起算して30日以内に必要な調査を行い、当該請求に係る個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、請求のあった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び期間を当該訂正等の請求をした者に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を訂正等の請求をした者に書面により通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定による個人情報の全部又は一部を訂正又は削除しない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、第1項の規定による個人情報の全部又は一部を訂正又は削除する旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正等を行わなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第22条の規定による。 (訂正等の請求)</p> <p>第22条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について、内容が事実でないと認められるとき、又は第8条の規定に違反して収集されたと認められるときは、実施機関に対し、その個人情報の訂正又は削除の請求(以下「訂正等の請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「開示請求」とあるのは「訂正等の請求」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	請求のあった日から起算して30日以内(第24条第1項)		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日